

令和3年12月17日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

令和3年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩渕茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君
教育課長	千葉忠弘君

選挙管理委員会事務局長  
監 査 委 員

中 條 宣 之 君  
丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 主 査 清 水 啓 貴  
次 長 熊 谷 直 美

---

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 6 6 号 松島町個人情報保護条例の一部改正について
  - 〳 第 3 議案第 6 7 号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 4 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 5 議案第 6 9 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 〳 第 6 議案第 7 0 号 松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
  - 〳 第 7 議案第 7 1 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について
  - 〳 第 8 議案第 7 2 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 〳 第 9 議案第 7 3 号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 1 0 議案第 7 4 号 令和 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 6 号)
  - 〳 第 1 1 議案第 7 5 号 令和 3 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
  - 〳 第 1 2 議案第 7 6 号 令和 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
  - 〳 第 1 3 議案第 7 7 号 令和 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
  - 〳 第 1 4 議案第 7 8 号 令和 3 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
  - 〳 第 1 5 議案第 7 9 号 令和 3 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
  - 〳 第 1 6 議案第 8 1 号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回松島町議会定例会を開催いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。―――さん1名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員を指名いたします。

---

---

日程第2 議案第66号 松島町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議案第66号松島町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。まずもおはようございます。

議案第66号ですが、新旧対照表がついてはいますが、旧のほうに記載の条例第2条3項における個人識別符号についてでありますけれども、つまり、法律施行令及び施行規則の（1）、2の当該特定の個人を識別することができるものとの扱われ方、またその個人に発行されたカード、その他書類が電磁的方式により記録された文書、番号、記号、その他符合は、現在どのような形で扱われているかというところをお伺いしておきたいと思っております。まず、よろしく申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 例えば、町で保有している個人識別符号というか、そういった情報については照会があればこちらから電子的に回答して、最終的には国の情報システムを通じ

て暗号化されてやり取りをします。ただ、個人識別符号、様々ありまして、番号から、それから国民健康保険の被保険者の記号から多種多様にありますけれども、税情報も含めて流れとしては、全体的に照会者と提供者の関係としてはそういう流れでいくと。基本的には電子的に管理されているということで理解していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、ここはちょっと肝どころというか、お伺いしたいところなんです。その情報の管理についてなんですが、セキュリティー対策等、あるいは町がどこかに委託をして管理いただいているシステムの在り方になっているのかどうかとか、その辺の実態としてのありようをちょっと説明いただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、松島町の場合は松島町が委託をしている民間業者のシステムというんですか、それを通じて、最終的には国が管理する情報システムの枠の中を必ず経由する形になっているということです。国のシステムの中ではL G W A Nがあったり、あとはJ - L I Sという前の地方公共団体システム機構、それらも経由して、経由しないと、例えば松島町からほかの地方公共団体にはデータが行かないという仕組みになっているということです。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それで、まずもって町の職員の皆さんが、その情報に触れたりあるいは一時的に情報を活用するような場面はないのでしょうかというところ、持ち出すことができるのか否か、あるいは持ち出す際はどういう、内部的に、対応をされているのかというところをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的に個人情報を庁舎外に持ち出すということはありませんので、例えばデータを、恐らく今言われているのは何かU S Bみたいなのに落として外に持って行ったりするということを想定されていると思うんですけれども、それは基本的にありません。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） いろいろな事件判例等を見させてもらおうと、委託を受けた業者さんの中の職員がその委託会社を辞められる際に一部持ち出したりとか、事件にされているケースもあったからですけれども、その点についての町側はきちんとしたセキュリティー対策も含めてやっておられているというところの確認だけ取らせてもらえればオーケーなんですけれど

も、その辺もう一度だけお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、民間であれ地方公共団体であれ、契約者のとにかくそれは守秘義務ということで課せられていますので、仮にそういうことがあれば、それは犯罪ということになりますので、絶対100%そういうことはないのかと言われると、やる人はどういう状況下でもそういうことをしますので、きちっとした契約を交わして、そこは遵守してもらっているということです。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） これで最後にします。仮に今、仮の話はあまりしたくはないんですけども、そういったことで情報漏えい的なことが発生した場合の後の処理、いわゆる松島町側としてのそういった被害者に対する対応責任というものについてのお話だけちょっといただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと具体的な事案で個々に、多分対応するというふうにはなると思うんですけども、一般的になかなか答えにくいです。個別の事案が発生しない限りは、例えば警察に告発して対応するべきものなのかということにもよってくると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） やめたくてもやめさせてくれない。要は、もし起きた場合に役場内の主たる町長をトップにしてか副町長をトップにしてか分かりませんが、その対応についての体制固めということはおのずとできているんですかということをお尋ねしておきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それ自体に対応する何々会議とか、委員会というのはありませんけれども、基本的にはそういう事態が発生すれば、当然課長さんたちを構成する庁議のような同じようなメンバーで最終的に手続を進めるようになると思います。

○議長（色川晴夫君） 質疑終わりますけれども、ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野です。

今日出していただいた資料を、まず官報を見ますと、いっぱい法律が出ていまして、法律の中身というか、やっぱり解釈してもらわないと、多分背景としてはこういういろいろな、こ

ここに書いてある例えば5月19日の線を引っ張ったところを読むと、デジタル社会の形成を図るための関係法律の成立に関する法律というのがあるんですね。あと、その後の最後のほうに地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのがある、ずっと関係法律が書いてあるわけですね。こういう関係法律の法改正によって、に基づきながら個人情報保護法が変わったということもあって、今回の我が町のこの個人情報保護条例の一部改正と、こういうことになっているんだと思うんですが、こうした法改正が行われた趣旨と申しますか、何が一体狙いだったのかと、法改正の狙いは何だったのかというところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これは、今言われましたデジタル社会の形成に関する施策を推進する令和3年の9月1日からデジタル庁が発足したことによって、広範囲にわたって全てデジタル化を推進するというところで、100本を超える法律がこの、今書いてあるデジタル社会の形成に関するその法律の中で100本以上の法律をまとめて改正したと。その中に個人情報の保護に関する法律、それから行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、今回直接的に関係あるのはこの3本の法律です。これまで3本の法律で個人情報保護制度を運用してきたんですけれども、それを個人情報の保護に関する法律に統合というか、一元化して個人情報制度については今後運用していくということで改正がなされました。それに伴って今回の新旧表、号ずれが結構多かったです。それを受けての改正ということです。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今お話、答弁いただいて、そうすると主要3本の法律を一元化したといえますか、そういうことになるわけでありましたが、そういうふうに変えることによって地方自治体、本町における条例改正が受ける影響というのはどういう影響を受けるのでしょうか。文字を変えたということだけじゃなくて、その文字を変えたことによる内容がどう変わっていくのかということについてお聞かせをいただきたい。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 内容というか、今回は例えば字句の整理だったり号ずれなんです、最終的には多分来年度あたりからになると思うんですけれども、条例自体もちょっと改正が出てくるということです。一番は、これまで例えば独立行政法人ですと仙台医療センターなんかは独立行政法人ですし、あとは民間の企業であれば個人情報の保護に関する法律でこれ

まで運用されてきたのが、一本化されることによって大分手続としては分かりやすくなるというところが一番の趣旨だと思います。今まで3つでやっぱり運用してきていましたので、実際に書いてあることは大分類似することがほとんどなんですけれども、そういった面で運用をもっと簡素化して円滑に運用できるようにするということが一番のメリットというか、町としてはメリットになるかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） この関係法律の改正によって結論的なことから言うと、町で持っている情報を関係機関で自由に扱えると、ある意味自由に扱えるということになるのかなという解釈をしているんですが、これは官公庁だけじゃなくて、民間も含めてそうしたデータの活用ができるようになっていくということで、町で扱っている、持っている個人データが町だけではなくて、全国至るところで活用できることにつながっていくのかなと思うんですが、そういう解釈でよろしいかどうかですね、その辺どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そういうこととはまたちょっと違うんですけれども、基本的に欲しければ何でも情報を得られるというものではなくて、番号法、例えばマイナンバー法で、例えば別表第2というのがあるんですけれども、そこに例えば情報照会者であったり適用できる事務、それから情報提供者、それから特定個人情報、特定個人情報というのは番号、マイナンバーが入った個人情報なんですけれども、それは法律で全部決まっていますので、それ以外の事柄には使えないということですので、あくまでも法律で認められた範囲の中で、目的がその法律に合致したものでなければ一応使えないというか、やり取りは発生しないというふうになっています。町は町で法律に規定されたもの以外に個人番号の利用に関する条例というのを持っています、町として使える事務というのも今5項目ですか、健康増進法であったり予防接種法であったり、あとは介護関係であったりということで、条例に規定されている事務、それからそれに該当する情報のみのやり取りということになります。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 言ってみれば、国の機関で集めた一定の情報があるとして、考え方としてはその情報を、言ってみれば加工して、さっき暗号化するというような話もありましたけれども、暗号化された情報を加工して、個人が識別できないようにして使用することを可能としているわけでしょう。その識別できないようにする方法そのものも何段階かに分かれていくわけですよ。最近の法改正の中では、相当数個人、いろいろと情報の突合をすれば個

人が識別可能な状態にまでなるようなところまでデータ活用ができるような仕組みに法律上もうなっているというふうに言われているんですが、いわゆる匿名加工というんですか、匿名何だったっけかな、匿名云々というのがあって、そこまではまだいいんだけど、その下にさらにカナ名ということで、仮名ですね、情報を加工するというふうになると、さらにもっと緩くなっていくと、加工状態が緩くなっていくということで、そういうものを突合していくと大体個人の特定ができるようになっていくんじゃないかと、こんなふうにもう言われているんです。そうすると、本来松島町で個人情報保護条例があるんだけど、最終的に本当に保護されるのかどうかということも分からない状態になっていくんじゃないかというのが1つあるんじゃないかと思うんですが、その辺どうなのかということと、それから、個人情報の取扱いの問題として、私なら私自身の情報がどのように活用されたりしているのかということとを私自身が知る手だてがあるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） その情報の暗号化の今話なんですけれども、先ほども言ったんですけれども、出す、来的时候には暗号化してきたものが例えば町に届いた情報は暗号の状態じゃなくてちゃんと見られる状態が表示はされるんですけれども、だから誰かがそれをどこからか情報を抜き出すというのは、あまりちょっと想定はしていませんし、そういう法律の仕組みには一応なっていないというふうに私は理解しています。情報システムの設置者というのは、当然内閣総理大臣がデジタル庁の長であって主任の大臣でもありますから、その責任者が、今までは総務大臣が総務省でコントロールしていたものを、デジタル庁ができたことによって内閣総理大臣が最高の責任者みたいな感じになっていますので、今のところ私の考えとしてはそういうふうな状況にはならないというふうに理解しています。

それから、もう1点何でしたっけ、ごめんなさい、ちょっと今記憶定かでないんです、たしかマイナポータルだったかな、それで自分の情報がどういうふうに使われているかというのをマイナンバーカードか何かで照会をして確認ができたかと思います、それは。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 要は、今お話に出たマイナポータルですか、このところで一元的に管理、多分されていくんだと思うんです。そのときに、官公庁だけが利用するんじゃなくて、民間の会社も含めて提案されれば情報を出して加工情報であっても使えるという方式になっていくのが、今回のこのデジタル社会の形成ということはそういう意味なんですよ、官公

庁だとかそういう中だけじゃなくて、民間も含めて大量のデータを活用しようじゃないかというのが今回の法改正の趣旨になっているわけで、そうしますと、個人情報というのはどこまで本当に守られるのかというのが非常に懸念をすることであるというふうに思っているわけなんです。本町における個人情報の保護条例だけを見れば、この問題だけを見れば、確かに字句の修正という面だけに見えてくるんですが、背景としては結局地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律というのがありますけれども、この法律に基づいて全国一律の整備体系が求められてくるんでしょう。結局。そうすると、地方自治体の持っている独自の権限といいますか、そういうものが逆に制約されてくるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 最終的には、今、町は町で、各自治体で個人情報保護条例って持っていますけれども、最終的には個人情報の保護に関する法律で運用されていくようになっていくというふうにはちょっと聞いてはいたんですけども、ですから、今言われたようなこと、懸念すればそういうこともあるんでしょうけれども、それは適正にきちんと運用されていくというふうに、こちらとしては理解せざるを得ません。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 標準化に関する法律があって、たしか17業務ですか、大体標準化させなさいと、先ほどお話あったように、地方税だとか国保関係だとか子育て支援だとか、17ぐらいの自治体の業務が標準化して一本化させていきたいと思いますよね。例えば、松島町で子供の医療費、18歳まで所得制限撤廃してやっていますよと、こういうのは邪魔になってくるんじゃないかと思うんですよね、標準化させるときに。そうすると、それぞれの自治体でやっている、住民にとって良かれと思ってやっている施策が取り払われていくんじゃないかという気がするんですが、そういう影響っていうのは出てこないものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 標準システムにする一番の意味というのは、やっぱりコストが1つには多分あったんだと思うんです。今だと松島は松島町がA業者だったり、A業者のシステム屋の人にシステムの構築をお願いする、そういうのが全国至るところの公共団体でやっていて、なおかつその使用についても各自治体によって若干異なっていたりする、基本的な事柄については同じですけども、やっぱり100%イコールではありませんので、そういうところも統一して、なるだけスケールメリットというんですか、そういうものを発揮して運用し

ていきますよというのが、標準化に関してはそういう趣旨が一番かなというふうに思います。それから、今町でやっていることができなくなるのではないと思うんですけども、まだそこ細かいところではちょっと分かりませんが、まずは標準システムそのものの内容が細かい内容は示されていませんので。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 17の業務を標準化しなさいとなったときに、確かにコストの側面もあるんですけども、標準化をしていくということは全国一律を大体求めていきますよということになってくるんじゃないかと。そうすると、その中身としては地方自治体がそれぞれの住民のニーズに合わせてやっている独自の施策、政策的に実現している問題、こういうものも将来的には同じようにしなさいというふうな形にならざるを得なく、追い込まれていくんじゃないかと思うわけですよ、私は。そこが今回の法改正の問題点だし、デジタル化でよくなる面は当然あるんですけども、悪くなる面もそういう面が出てくるのかなというふうに思っています。今回の条例改正からちょっとかけ離れたような話に聞こえるかもしれませんが、今回の条例改正の背景というのはそういうものだということをしっかりと私は見ておく必要があるのではないかなと。地方自治体の考えていることが結局国の機関から法律はこうですよという形でみんな固められて、地方自治体が独自に権限をなすことができなくなってしまう可能性があるのではないかと。90年台の前半だったか後半だったか、地方分権というのがうんと叫ばれて、自分たちの頭で考えて歩きなさいと、こう言われてきたんですけども、そういうことを抜きにして、今度は上からがっちりデジタル化だと言いながら抑えつけてくるようなやり方につながっていくのではないかということで、どんなものかなと。デジタル化を否定しているわけではないんですが、こういう法律をつくって、地方自治体をがんじがらめにするようなやり方というのは、自治体にとっては決して好ましいことではないというふうに思うんですが、最後にそこだけどんなふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに今、今野議員さん言われたようになるのであれば好ましくはないと思いますが、私は今回デジタル社会に関する法律で一括改正されたものでそうはならないというふうに理解していますので、自治体で独自の考え方を全く入れられないような改正ではないというふうに思っています。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。10番今野 章議員。

原案に反対者の発言を許します。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

今いろいろと質疑をさせていただきましたとおりでして、今回の松島町個人情報保護条例の一部改正ということにおいては、字句の訂正だけのように見えますけれども、やはりその改正に至る法律の背景を見ますと、デジタル化に関係する5つでしたか、6つぐらいの法律、もっと広く言えば、先ほど答弁あったように100ぐらいの法律が変わって、今後のデジタル社会の形成に向けてスタートしているわけです。その一部として今回の個人情報保護条例の一部改正ということにつながっている。しかし、その法改正の中身を見ると、やはり本当に私たち自身の個人情報がどこまできちんと守られたり保護されたりされるのかということについてはなかなか確証がないというのが私自身の感想であります。この間も郵政関係のところで情報が二十数万件漏れてしまったとか、そんな話あったように、非常に日本のデジタル行政というのは非常に危ういというのが私の実感であります。そういう面においても問題があると思いますし、今お話ししたように、やはりこのデジタル化によって地方行政そのものが自治権といいますか、そういう自治権そのものががんじがらめにされて、それぞれの自治体の自由というものが奪われていくような状態につながらないのかという懸念も持っております。そういう点でも非常に今回のデジタル社会の形成という考え方においては国民の自由だとか権利だとか情報というものは本当に守られるのかどうか、その辺について非常に心配をしておりますので、なかなか反対の討論すっきりとはいきませんが、そういう趣旨だということで反対をしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の改正は、あくまでも字句の改正であり、これからデジタルというふうな形で社会が動いている中でメリットのほうが大きいと私は考えております。地方行政がゆがめられるというふうなことは今回のことでは考えられないと私は思いますので、賛成というふうなことでよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第66号松島町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第67号 松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第67号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

- 7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうからは、いわゆる後ろのほうの2枚目ですか、条例に関する説明資料に載っています学校運営協議会委員の年額5,000円という金額とともに、その資料として添付してあるところで、この学校運営協議会に属する運営委員さんの役割がついていますけれども、主な役割含めて、それとの比較で年にどれくらい開催を見て、あるいは5,000円そのものの年額としてお決めになれる過程で何か論議をされているのか、その辺も含めて再度お話を伺いたいと思いますけれども。

- 議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。内海教育長。

- 教育長（内海俊行君） 年額5,000円については、大体年4回の会議を想定しております。そして、1回当たり1,250円ということで、4回でその校長先生の基本的な方針を具現化していくという形になっております。それから、5,000円については、前回もお話ししましたように、国のほうでは報酬をつけてくださいというお話ですので、報酬をつけるような対応をしましたが、幾らという金額は示されませんので、先に進んでなさっていた市町村のほうの大体の金額を勘案しながら、このぐらいなら適当ではないかというあたりで押さえました。基になったのは石巻とかそういう市町村の金額から算出させていただきました。本当に全くこれは、この金額がいいということがないので決めようないと、決めるときに私たちも何度も話し合いました。45市町村の今15市町村がこのシステムを採っておりますが、報奨費と、それから報奨費をきちんとやっているかどうかについては、そこまでは分からないので調べ

ようがなかったと。分かっている近隣だけで対応させていただいたということになります。

よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ちょっと聞き間違いかどうか、45じゃなくて35ですね、自治体の数。

（「すみません」の声あり）それと、再度お伺いしますけれども、委員として保護者代表、地域住民などということでもありますけれども、1回の開催、年に4回程度を予定されるということではありますが、1回の開催時間はどれくらいに見ていて、先例的に石巻市なんかの事例からこれくらいの報酬が適当かという判断をされているのかどうかというところですか。ちょっとごめんなさい、それから宮城県のいわゆる最賃、労働対価としての最賃が今九百幾らくらいの数字、前半だと思えますけれども、九百二、三十円の数字だと思えますけれども、悪くしても870円から880円くらいの数字かと思えますけれども、その見合いで1時間当たりですけれども、その見合いで振替したとしてもこれじゃ少なすぎるんじゃないかという思いがあったものですからお尋ねしています。もう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 開催時間なんですけど、特にこれは決めておりません。というのは、校長の、例えば基本方針が出されて、それを皆さんで検討する場合、熟議という言葉を使います。熟議ですから、意外と簡単に、はい決まりましたというわけにはいきません。地域のこと、子供たちのことを考えていただくので、こんなに簡単にというわけにはいかない。かといって、会議が多いんでは、これまた会議の時間が長いんではもうストレスがかかって会議自体成立しないということもありますので、それは提案する内容を精査しながら、ある程度通常の1時間半なり2時間以内で終了するというのが適当ではないかと私は思っております。また、そのようなアドバイスも教育委員会のほうでしていきたいなと思います。それから、1時間当たりの単価についてというお話ですが、先ほども申したように、これなかなか決めかねるんです。それで、何と言うんでしょう、上げてあげれば物すごく上がるし、この程度でいいというのであればこの程度でなると思うんですが、とにかく学校に対して協力してあげたいという熱意のある人、金額でなく熱意のある人を選んで、そして子供、地域、学校ということでやっていただきたいと。単に、言葉は悪いんですけども、賃金目当てでやるというような話ではないと思いますので、そういう熱意のある人を私たちは選び、地域の活性化ということにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 子供を育てていく家庭では、やはり学校にお預けした子供さんを学校にある程度お任せするとは言うものの、やっぱり子供さんたちの成長過程では、学校もさることながら地域で、皆さんで育てると、最近、昨日あたりの何かで見たのかな、子供たちは宝ですよということで、富山県か石川県だったかあの辺の活動状況なんかもちよっと、ドキュメンタリータッチのやつだったかな、見たような気がします。そういった考え方そのものについては、私は何ら反対するものではありません。ただ、言いたいところは、地域の皆さんがいろいろと骨折りいただいて、あるいは普段から学校の運営方針とかそういったことに興味を持っていただきながら、子供たちの成長過程に少しでも協力できるなという善意でもって対処願っているというところが1つのみそであるなというふうに思っています。ですので、できることなら随時見直しも想定に入れながら、今後の運営の在り方そのもので時間の流れとともに勘案していただけたらという思いで質問しています。どうかその辺も踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 了解しましたという話になりますけれども、スタートで、先ほど前回の説明もしましたように、報奨で税金を使わせていただくので、スタートをしっかりと磐石な体制を取りながら行きたいと考えております。どうぞ議員の皆様もご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 学校運営協議会のメンバーというふうなのはどのように選ばれるのでしょうか。これは学校に都合がいい人ばかり集まるとか、また反対に極端な考えを持った方が選ばれるとか、そういうことがあるとなかなか支障が出ると思いますが、そういうふうなことはどういうふう考えているのかお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 運営協議会の委員のメンバーについてなんですけれども、まず、お金にかかわらずきちんとやっていただく、きちんとというのは学校の運営に参画していただく、何と言うんでしょう、一時しのぎじゃなくて五、六年を目安に参画していただいて意見をしっかりと持っていて学校を変えていただくくらいの気持ちで対応する人を選んでいただくということになります。また、櫻井議員さんがおっしゃったように、思想的に問題が

あるとかそういうところの人はやっぱりご遠慮申し上げたいと。決して校長先生側の意に沿った人だけでなく、対等な立場で報酬を与えますので、対等な立場で校長先生の基本方針を吟味していただける人と、その中には元教員というのも必要だと思うし、あとボランティアを経験していた方という方も必要だろうし、あとお金もらうんだったらそんな重要な役割だったら退きますというような人もいるかもしれません、そういう人はご遠慮願うという形になっていくと思います。この選び方は本当に大切なので、このあと、もしこれが議会を通れば、3月までの間に私が校長先生とPTAとかに出向いて説明して、4月から円滑にこの会がスタートできるように万全の体制で臨みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともメンバーの人選につきましては慎重にお願いしたいと思います。また、本当に知らない、我々が知らない中でもすごく教育に興味を持っている方、すごく熱意のある方というふうなものもありますので、公募というふうな形もあるのかもしれないので、そういうふうな部分を考えていただければと思います。また、任期について、先ほど五、六年というふうな形で長期にわたってというふうなことがありますけれども、その任期についての規定というふうなものもきちんと定めていただいて、曖昧な形ではなくきちんとそういうふうなことも整備していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 言い足りなかった部分があるかと思うんですが、この学校運営協議会の委員さんは、町の非常勤特別職で1年契約ということになります。五、六年と言ったのは、五、六年先を見越してやっていただける方というような意味合いでございますので、規定としては五、六年とかという規定はつくらないで1年ずつ契約、契約というか1年ずつお願いしていくという形を取りたいと、再任は妨げませんが、そういう形で持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員の質疑終わりました。次に質疑を受けます。5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。

コミュニティースクール、文科省のホームページを見たとき、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであるというふうに書かれております。確かに、コミュニティースクールと言

っていますが、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるとあります。やはり地域と学校が一緒になって学校運営に参画し、地域全体で子供たちの教育を担っていくことで、これからの、それがこれからの進むべき道であると考えますし、そこからさらに教師の負担軽減にも少しはつながるかもしれません。その中で、委員の、先ほど選考についてお話ありましたが、まず地域代表の方、地域の方を選ぶ際に、やはり学校の課題なども含めて地域住民の声を聞き、それを学校に伝え、さらにその声をいただいて、それを地域住民に返すという大変なご苦勞があると思います。そういった負担がある中で地域住民代表選定に当たりどういった考えがあるのかそれをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 地域の方々の選定については、先ほども申しましたように、まず重複してしまいますけれども、学校とか地域のことを一所懸命考えていただける人というのが最優先になります。何と云うんでしょう、片手間にやれるような形ではありません、報酬を差し上げるということで。ただ、そういう人たちが何人いるかということにもよってはくるとは思いますけれども、いろいろな、私とすれば地域の方々が参画していただければいいのかなと、杉原議員さんの顔を見て言うわけではございませんが、漁業関係者とか農業関係者とか商業とかいろいろあればいいだろうし、子供たちのいろいろな角度から、子供たち6年、中学校3年で終わりではないので、これから長いスパン成長して行って、いずれ松島に還元してくれるような子供たちを育てていきたいなと思っていますので、そういう方、10年先、20年先考えていただけるような方を何とか拾い、拾って言うとかあれですけども、見つけ出してご協力いただければと、いただきたいなと思っています。そのためにこの後から3月31日までは非常に重要になると思いますので、私も各学校回りながら対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） そういったいろいろな業種の方々に参画していただいて、地域、本当にみんなで支えながら育てるとというのが私も共感する部分であります。一方、保護者代表に関しまして、やはりこれはPTAの役員さんになってしまうのかなと思うんですが、このPTAの成り手も大変、毎年毎年苦勞なされている中で、保護者代表に関してどういった考えがあるのかそれをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 保護者代表といっても、メンバーは10人以内でつくっていきます、構成していきますので、いろいろな保護者、子育てが終わった人、それから今幼児というか、幼稚園のお子さんがいらっしゃる方とか、場合によっては障害を持った方とかいろいろいるかもしれません。そういう方々を取り込んでいながら、さっき言ったように、あと第1次産業、第2次産業とかそういう方々も、もし各学校でうまく取り入れられるなら取り入れて、多面的な考え方ができるような学校づくりにしていただくと私はいいのかなと思っております。PTAの会長さんとか入ってもらうとは各学校思っておりますけれども、PTAは杉原議員さんがおっしゃるように、毎年PTA会長替わるわけですね。でも、小学校のPTA会長さんだったら中学校とダブってもいいんじゃないかと思っているところです。そうすると、小中の連携が図れたりするのかなど思っています。ただ、そのPTAの会長さんが本年度で終わりとなってももし続けたいというのであれば学校運営協議会の中に残っていただいて、これまでの経験、それから今後の経験とかいろいろ言ってもらって、いい学校をつくっていけばいいかなと思います。PTAをないがしろにしているわけではございません。杉原議員さんがおっしゃったように、PTAは1年くらいでころころと変わっていくので、なかなかPTAはその年の仕事はたくさんやっていただいて、ご奉仕、善意がある活動もしていただけるんですが、長いスパンとなるとどうしてもマイナス、マイナスじゃない、そういう言葉を使っちゃいけないんですけれども、切れてしまうので、そういう部分も踏まえながら今回このような提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 教育長の話をよく聞きまして、やはりいろいろな方に、保護者も含めていろいろな方に参加していただきたいなど、あとこの資料によると、各小中学校10人以内という文言が書かれている中で、なかなかその選定は難しいのかなと思うんですが、やはり、何度も言いますが、地域住民の方も含めて皆様と地域のご意見を踏まえつつ、保護者の意見も踏まえつつこのコミュニティースクールを通して、そうすることによって地域の方々との交流も増えると思うんです。そうなることでやはり地域全体で子供を見守ることにもつながっていくのかなと、この松島でせつかく生まれてきて、そういった未来ある子供たちのためにコミュニティースクールは必要だと思いますので、ぜひそこも含めてしっかりと頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、質疑の方いらっしゃいますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1つお聞かせいただきたいのは、この資料の中の学校運営協議会の主な役割の最後のところに、教員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができること、こういうふうにあるんですが、具体的にどんな意見が、例えば述べられるのか、その内容について教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） あの先生がどうもよろしくないで替えてくださいという意見ではないです。そういうのではなくて、例えば、この学校歌声が少ないですよねとなったときに、音楽の先生とかもっとたくさんいらっしゃってピアノを弾ける先生がいたらいいんじゃないですかという熟議の上、そうだね音楽の先生欲しいよねとなったときには、教育委員会の私のあたりにお話ししていただければ、来年の人事構想の中に音楽の先生を取り込んでいきたいなというような形になります。英語を子供たちに英語の教育をどんどん進めていきたいなといったときに、英語の先生必要だよ、それも女性がいい、それも男性がいいというような話が出たときには、教育委員会もこの学校運営協議会に入っていますので、意見を吸い上げて、あと私のほうにいただければ、確実にそれがなるかどうかというのは難しい、人事のことですので難しいですが、県教委等に要望ができるようにしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） なかなか意見としては上がっても、じゃあ、県教委の関係の人事があるわけですから、簡単にそれが実現するという中身にはならないと、そういうことになるのかなと思うんですが、その辺、実現の可能性といいますか、そういう意見が出たときの実現の可能性の度合いというか、どうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それは、学校運営協議会にも重みを持たせるためにも、私は必死でやりたいなと思っております。ですから、極端な話、日参しても何とかという形で持っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。教育長の熱意でひとつ、実現していただくようにしていただければと思いますが、あと、考えてみるとこの学校運営ということでやっぱりその主体は子供たちなんだろうなと思うんです。地域の大人、あるいは保護者であるPTAの皆さん方、先生方ということも確かにあるんですが、一番の運営の主体は子供なんではないのかなというふうに思うんですが、その辺の子供の学校運営に関する意見というものも重視して見ておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺については現状どうなっているのか、この協議会できたときにどういうふうな取扱いにしていくのか、もしあればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 子供の実態があって、校長先生の基本方針が出てきますので、例えばこの学校全国学力状況調査、基本的に学力が低いですよねという話になれば、どんな学力が低いんですか、全部低いんですか、いや国語が低いんですといったらいろいろな読み聞かせとか、そういうパターンに持っていけるので、それを学校運営協議会に読み聞かせをしてほしいんですという話を出して、熟議をして、だったらあの人たちでいいんじゃないという話になって子供たちの課題が克服されていくようなシステムに、構成にもっていきたいなと私は思っておりますので、うまく言えないから地域に偏ったりしますけれども、基本的には校長先生が襟を正して基本的な方針をしっかりと出さなきゃこれは潰れるやつなので、校長先生が今まで出していた基本方針が、本当に学校運営協議会の皆さんに、一般の方に分かるような基本方針をしっかりと出していかないとこれはできなくなりますので、校長先生方の力量も問われるということで、残り2年だからあとゆっくり引退考えようなんていう甘い考えではちょっと無理かなと思っております。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 校長先生の基本方針は方針で、多分校長先生がおつくりになるんだと思うんですが、その方針をつくる段階も含めて子供たち自身が学校はこうあってほしいというものも私持っているんじゃないかと思うんです。そういう子供の気持ちといいますか、そこに応えるような方針というのはどこで受皿としてつくられるのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 例年ですと、この年明けにカリキュラム作成しながらつくっていくわけですがけれども、今、今野議員さんがおっしゃったように、来年4月からこのようなことが

スタートすれば、なお一層子供たちの願いを吸い取るように、そして校長先生はそれを具現化するような基本方針を立てられるように、もう一度私のほうから各学校を回りながらお話しさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑者ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め……、失礼しました、2番米川議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川でございます。

おととい、15日の内海教育長の説明におきまして、あくまで粗いイメージということでしたので、この回答も個別具体的でなくても結構でございます。おとといの話によりますと、この学校運営協議会の校長先生は町政で言うところの町長、そして、協議会の委員については町政の議員に当たるといったお話だったと思ひまして、私としては町内の方々の意見を反映するのが前提、そのように解釈しております。もしこの解釈が誤っていれば適宜訂正していただいた上で、この協議会の委員の任命方法含めまして、いわゆる民意を反映すること自体につきましてどのように担保していかれるのか、その辺りお話をいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 分かりやすく説明したと思ったんですが、逆に分かりづらくなったのかなと思っております。民意を担保すると言われると、確かに議員さんたちとまた立場が違うのが学校運営協議会なんです、それだけ校長先生が出したやつを熟議を経てしっかり議論をするということで地域の方々の意見がいろいろ吸い上げられて、そのことも学校運営の基本方針と地域の課題、子供の課題、そういうのがぶつかり合いながら形づくるということで、民意を反映するまではいかないとしても、学校を取り巻く環境の中で課題があったり、例えば生徒指導の課題があったり、登下校の際の課題があったり、学習の課題があったりする、様々な課題、良いところもあると思うんですけども、そういうのを伸ばしながらするための民意というか、保護者の願い、子供の願いを酌み取りながらここで議論するというような捉えでお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 2番米川議員。

○2番（米川修司君） ありがとうございます。やっぱり今のお話、私の誤解も少しあったと思いますので、認識を正すことができてもありがとうございます。

もう1つだけ、次は具体的なお話も伺いたいところですが、このコミュニティースクール、学校運営協議会については、10年以上前からもうこの国で提案、提示されてきたものでして、文科省のホームページによりますとこの協議会の課題としまして幾つかあるようですが、その大きなものの1つに、行政担当者、あとは学校管理職、学校教職員の意識改革というところが挙げられていますけれども、こちら松島町におきまして、これから着手するところなのか、それともある程度土壌ができているのであれば、その進捗状況ですとか最終的に目指すところがどういうところなのかというところを具体的にお話しいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 教職員の意識改革という点でよろしいですか、去年は報酬費をやらないで、プレ学校運営協議会みたいなのをしてきて、いろいろな意見を吸い上げてきました。今回、報酬費をいただくことに提案することになるんですが、決してすぐこれがあるからポンとスタートしたわけではなく、1年間猶予期間を持っております。それから、ずっと前は地域学校運営協働ということで、随分この学校運営協議会に絡むような活動もしておりました。そういう意味では、先生方も少しずつPTAとかの考え方、意識、PTAではないですね、先生方の意識が少しずつ地域があつての先生というような意識も大分なってきたんではないかと思っております。特に、小さい学校は、前回も言いましたように、地域なくして学校運営は厳しい状態になってきておりますので、そういうのも含めて先生方が地域の人たちの力を借りるというような考えには十分なっているのではないかと思っております。さらに、これで拍車がかかるのではないかと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑者おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。

よって、議案第67号松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、1時間となっておりますので休憩に入ります。11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

---

---

日程第4 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案68号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番でございます。

まずもって、この議案書の最後のページに資料として直近3か年における県内市町村のラスパイレス指数の状況がついているわけですけれども。ラスパイレス指数については一番下の部分に定義が書いてありますからあれなんですけれども、その自治体の職員の年齢構成とかそういったものがいろいろと影響して、その自治体のラスパイレス指数がある程度影響を受けるということであるんですけれども。それで、まず冒頭、町長がこのラスパイレス指数の状況の表を見て、そしてなおかつ町長は今年から、年度替わりからでしたっけ、県内の町村会長さんをやっておられるということですから、そういう立場の目からも周りの同僚というか首長さん方との話合いの話題になったりするのではないかというふうに、あるいは話題にあまりされたくないなという思いで見ているのか分かりませんが、町長の認識をまずお尋ねしておきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今議員がそういう各町内の首長さんたちが集まった中でこういったお話ありますかということでもありますけれども、この各自治体の職員の給与に対しての各市、町村の対応についての考えでお話合いというか意見というか、そういったものについては一切出ていません。出てきませんし、またそこに出すべき問題でもないのかなというふうに思っていますので、このラスで、例えば私の立場で各自治体の方々の意見を聞くということはある

りません。

それから、今回提案するに当たって、これまで何回となく議会のほうからも職員の給与については、少しラスを考えて見直すべきではないのかというご意見が様々いただいております。そういったこともあって、私とすれば県内で中間ぐらいですか、どこがいいということはないんでしょうけれども、その辺ぐらいまではせめてやっていただきたいなど、そういうことで、また職員の質を、士気を高めていきたいと、このような思いで今回提案に当たっておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました、7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 自分も前職に市の職員という経験の中で、このラスパイレス指数というものについての捉えを、財政担当しながらもいろいろどうしたら職員のそういう、今いみじくも町長が答えられましたけれども、士気を高める上でやっていったらいいのかというふうな論議を労働組合等通じながらも論議した経験があって、一定程度年齢が上がって、課長補佐クラスになってくると、ちょうど全体の市の職員、あるいは町でいいますと主幹、班長さんクラスの年代が平均四十二、三前後くらいになるんでしょうか、そういった年齢の段階でもって、そのラスパイレスの部分がおおよそ決定づけられるということであります。町はそういった改善点というんですか、職員の士気を高める意味からもこの間に人事評価制度を取り入れたりして改善するというので、今ラスパイレス指数でもって主幹クラス以上の方々の部分を他の自治体に追随すべく上げようとする形なんでしょうけれども、その辺の考え方として、人事評価制度の今の実態と、その取り入れ方について、考え方というか、今の実情をまずお知らせいただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、人事評価制度については、今年度本格的に運用しまして、160人ですか、育休とか休んでいる方は対象になりませんので、今回ちょっと本格的にという意味では初めてということになるんですが、その中で、例えば業績評価に関して言えば、例えば5段階の中で真ん中のCというのが標準、良好であるということで標準的なものになるんですが、その上、例えば優秀であるというB評価に関しては今回は2名だけにとどまったという状況がありまして、今後ちょっとCがほとんど、97%を超える方がCになってしまったという状況は、ちょっと内容的には厳しい部分があったのかなというふうにちょっと思っていますので、給与の反映の仕方については地方公務員法でも人事評価制度を活用して反映させてくださいというふうになっていますので、それを勤勉手当、あるいは、あとは昇給昇

格に反映させていくということで今準備を進めているところです。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 松島町の人事評価制度の導入、試行段階か何か聞かせてもらって、かなり時間をかけるものだなという思いであります。私の目から見て。この話が出てから相当数時間がかかっていると。今の総務課長の答弁ですと、今回の人事評価にかかって5段階のうち、平均的にはCが九十何%か知りませんが、Bランクにつけられたのは若干名というか数名程度と。その見方そのものがいわゆる人事評価を与える側の立場、あるいは自己評価として人事担当のほうに上げる、あるいは課内で上司のほうに上げるという形で進んでいく人事評価の流れですけれども、その辺のありようにもうちょっと工夫が必要ではないかなと、どうしたって人に自分の、いわゆる1年間の成果とかなんとか、特に行政実務に当たっては、その評価の与え方はかなり難しいと言われてますから、その辺の感覚論的には理解するところでありませうけれども、もうちょっと松島町の場合は何か得意点というんですか、加算方式的なのをそこに何か庁内的に工夫の余地はないのかなというふうに見ているわけです、実際問題。特昇とか云々とかという、先ほどのお話あったんですけれども。そういったところも踏まえて、この間とりわけ災害、東日本大震災あった、あるいはコロナ関係があった、その中の直に現場に出向いてさかんに活動しておられる職員がいた、そういうところの捉えも含めて見たときに、もうちょっと評価のありように工夫があってもよかったのではないのかなというふうな見方をしています。私は。ですから、そういったところも踏まえて、今後に期待するしかないわけですけれども、いかがお考えなのかをちょっと伺えますか。副町長ですか、副町長お願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ただいまありました人事評価になると、この話につきましては、何年前から議員の皆さんからもラスパイレスと一緒に話で、もう少し検討しなさいということやってきました。試行的に評価についていろいろやってきて、良かった点、また反省点も結構ありました。やることによって職員の皆さんも自己評価、そういうことで多少訓練はできたのかなというふうに思っております。そうした中で、本格的な評価を今年させていただいて、その中で、先ほど結果としてそういう数字になってきたと、それを踏まえると、やっぱり評価してA、B、C、D、5段階、Eまで5段階、真ん中がCということ、結果が先ほど言った数字なので、ここのところも総務課長ちょっと触れましたけれども、少し、議員さんも触れましたけれども、そういうところはちょっともう少し内部的に検討して評価の仕方、

あと自己申告の仕方、自分の目標値の持ち方、あと、今加算はしています、自己申告、あるいは評価するものも本人申請に対して加算が、上から見たら加算ですね、してもいいかなと、そういうところもありますが、もう少し内部的にその辺の言葉はある程度バランス、片方に寄るのではなく、少しある程度のバランス的なところも加味した評価の仕方というか、そういうことを今ちょっとまたやってみて、今総務課の担当を含めてちょっともう少し検討、内部を検討しましょうと、評価の仕方、あと自己申告の仕方、その辺をちょっともう少し検討していきましょと。ただ、基本的には評価やりましたので、基本ベースはある程度基本的に進んで、中のことは少し幅を持たせるなり自己評価の仕方を検討してきましょとということで今やっておりますので、また回を進めるごとに多少動きは出てくるのではないかとこのように思っております。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） まず、今副町長の答弁で、副町長は職員から今副町長という立場にいますからですけども、主幹以上のクラスの職員の皆さんが160名の対象者のうちどのレベルから上の人たちが今回対象になって、それがはっきり申し上げて、いいです、町長の任期、残任期中に全員がそれなりに上げられるという目標値を持っているのかどうか。いわゆる計画数値と目標数値というのをちゃんとセッティングして物事を進めているかどうかちょっとお知らせいただけませんか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、どのぐらいまで上げられるかということなんですが、今回条例の説明資料にも書いてあるんですが、基本的には4級主幹以上というのが基本的な考え方にありまして、ただ今4級主幹についても実際副班長と主幹というのは今同じ4級にあるんですけども、4名しかいないと。あと、残りの主幹の方については3名ですか、ただ、再任用職員なものですから、実質的には主査の3級クラスがちょっと幅広になってしまっているということがちょっとありますので、そこは人事評価も含めて総合的な判断になるかと思いますが、4級主幹への登用というのは少し増やす必要はあるかなというふうに思います。ラスパイレスの話をしてますと、今の、これはちょっとまだ令和3年のは確定値が出ていませんので、令和2年4月のラスパイレスになりますけれども、92.4ですけども、今回の改正で大体見込みとしては、1.5ポイントぐらいは上昇するのではないかとこのように予想はしていました。そうなりますと、大体町村の平均当りに落ち着くのではないかとこのように思っています。あとは、当面ちょっと推移を見守りながら改善を図っていければというふうに

考えております。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひともということで、そのような目標と計画値を常にすり合わせしながら実際のところとすり合わせながら進んでいただきたいということ、これで最後にしますが、今給料表の最上級位が6から、今度は7級までに伸ばしたということですから、むしろ若いほうの職員の皆さんはある種やりがいを見出しながら早めに級渡りをしながら上がっていったらという思いで頑張ってくれるんじゃないかと思えますけれども。そういうのをどうこうするわけじゃありませんけれども、職員自身がいわゆる仕事に対する満足度を高めるというのには、こういうのはもうもってこいの、昇任昇格も含めてですけれども、対応だというふうに私は理解しているんですね。頑張っている人にはやっぱり頑張っているだけのことの評価を与えるとすると、これは当然だと思いますから、そういったことも踏まえて改善いただきたいということ、7級については単純に7級をつけたんじゃなくて7級に行けるように道しるべをつけたということでしょうから、そういったことも踏まえて職員の皆さんにどしどし頑張ってもらえるようにということと、向上、向学心を出していろいろと自己を高めていただくような方策を取っていただければと思いますし、今後の研修の在り方なんかにもこの辺の考え方も反映していただけたらという思いですので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。

よって、議案第68号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案通り可決されました。

日程第5 議案第69号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第69号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。

よって、議案第69号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第70号 松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 続きまして、日程第6、議案第70号松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加者ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。

よって、議案第70号松島町障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7 議案第71号 松島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第71号松島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第71号松島町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8 議案第72号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第72号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。どうです、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第72号松島町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9 議案第73号 松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第73号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。

今回消防団員の報酬の見直しであります。議案説明の際に全国で毎年1万人以上のペースで減っているということでありましたが、特に若い人の入団が特に減っているのかなと思っております。団員確保に関しては毎回話が出ますが、家庭の事情だったり仕事との兼ね合いもあり、その確保が難しい状況であります。しかし、火災への対応や災害時での救助活動、給水など大変重要な役目を果たしております。今回の報酬見直しにより、少しでも団員が増えることを願っておりますが、現在各分団の状況と併せまして、改めて団員確保に向けて当町の取組状況を併せて教えていただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 質疑終わりました。答弁、蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） ただいまご質問いただきました各分団の状況につきましては、現

在11月1日時点では消防団員が201名ということになっておりますが、それからまた各分団のほうでご尽力いただきまして、現在203名ということで若干名増えているような状況でございます。今回条例を改正させていただきまして、これを切り口といたしまして各積極的なPRをさせていただくとともに、やはり若い世代が少なくなっているということもありますので、そちらにマッチするような公募の仕方、例えばSNSを活用したりだとか、成人式でPRをしたりだとか、そういったことを踏まえて今後募集のほうを積極的に展開していけたらというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 特に今話がありました若い世代へのPRということで、ちょっと一般質問的な内容になってしまうんですが、この団員確保が難しい状況の中で、近年大学生、専門学生等、若い力の消防団活動へ参加する学生消防団員というのが注目されておまして、平成26年から始まりました学生消防団活動認証制度は、消防団員として活動した学生に対して市町村長が学生消防団活動認証証明書を交付するもので、この証明書は就職活動の自己PRなどへも活用でき、企業側も社会貢献や団体行動を身につけた人材を確保できるとのメリットがあるということで、若い世代が地域との関わりを深め、さらに団員減少への対策としても有効だと考えます。ただ、町内在住の学生がどのぐらいいるか分かりませんが、こういった制度も活用しながら消防団確保策というのも必要であると考えますが、その辺考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 学生消防団とかいわゆる機能別消防団員といいますか、そういったものに関しましては、現在検討はさせていただいております。今後松島町、町内に大学等はないんですけれども、どのような形がいいのかは消防団、幹部会議等を通しまして検討させていただければというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） ぜひ、そこは検討していただいて、やはり消防団というのは火災の初期消火のほか、災害時には避難誘導だったり土のう積みだったり、給水の手伝いなど様々な活動を行って地域にはなくてはならない存在です。私が所属している第3分団は団員が増えている状況であります。特に若い世代の交流が盛んであって、そういった意味で増えたという人もあるんですが、ほかの分団の状況というのはちょっと分からないんですが、これは家庭や仕事との兼ね合いもあるので、なかなか活動自体負担が大きいというのもあり、敬遠さ

れている状況を鑑みても、今回の報酬の見直しは必要であると思っております。なかなか負担軽減といっても難しい側面がありますが、防災を含め地域にとってはなくてはならない存在ですので、今後も団員確保に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑、3番櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 櫻井です。

年報酬や出動報酬の見直しがされて、これが上がったということは大変喜ばしいことだと思っております。人員確保の面からも大変いいことだと私も思っております。それで、消防団員の年間の出動回数はおおよそどのくらいになっているのか、また、年間出動回数がゼロの人もいるのか、そこら辺はどういうふうになっているのか状況をお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 年間出動回数ですが、年によって大幅に増減がございます。ただ、令和元年の数字でいきますと、大体1人当たり延べ年間で5回ほど出動するような状況ということになっております。

○3番（櫻井 靖君） ゼロ回の人はいますか。

○危機管理監（蜂谷文也君） 消防団員が全く1年間で出動しないというケースは、令和元年度におきましては7人ほどいらっしゃいました。そのときに関しましては、仕事の事情でどうしても行事とか訓練の際に合わなかったということですので、そちらについては翌年度の出動等で調整していただくとか、そういったような対応を取らせていただいております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） その場合は、年間の報酬というふうなのは全くゼロの場合も支払われるというふうな形を取っているのか、それともその年度はなしというふうな形を取っているのか、そちらのほうはどうなっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 基本的には年額報酬は支払うような形で行っております。というのも、消防団員というのは出動するだけではなくて常に機器の点検だったりとか、連絡調整とかそういったことで拘束する部分も多いことから年額報酬は年額報酬として支払っているような形でございます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうふうな部分で必要だというふうな人員ではありますが、何らかの形で参加していただけるように促すことも大切だと思うのでよろしく願いいたします。

それから、ちょっと直接的には関係はないんですが、団員の募集のためにポスティングを団員の方々がやっておられます。それで、ポスティングをちょっとポストにちゃんと入れていないというふうな苦情が耳に聞こえてまいります。そういったこともきちんとやっていただいて、消防団員の質の向上というふうなものもしていただければいいと思いますので、ぜひともそういうふうなことも考えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第73号松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第74号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第74号令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番後藤でございます。

主要事業説明資料7に基づいて質問させていただきます。

櫻井町政として、これまで明神地区並びに品井沼地区の計画にめどをつけていただきました。次はこの初原、桜渡戸地区になるのかなどとそう思っております。15日の議案説明でお話を

いただきましたが、その中では本年5月に土地区画整理組合を立ち上げ、そして令和4年度内には地区市街化区域に編入を目指すというお話でございます。この図面を見ると、町としては取りあえず環境整備の面から取りあえず動くのが都市計画道路ではないのかなと、そのように思います。

そこで何点かお聞きをいたします。この交差点の計画がありますが、これは具体的に今のところ何か所なのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画……、失礼しました、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 都市計画について担当課長から随時公表させますのでよろしくお願います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） ご質問にお答えします。

15日の提案理由の説明のときにもお話ししましたが、本年5月に区画整理組合の設立準備委員会の届出を行いました。それで、令和4年度に都市計画の事業認可を受けまして区域編入と、その後に区画整理の立ち上げということになりますので、順序としましてはそういう流れでございます。ご質問に関しまして交差点の箇所ということでございますが、こちら民間事業者におきます区画整理事業、この赤線の区域内で区画整理事業が行われます。町の都市計画道路といたしましては、それらに前後に接続する道路が都市計画事業として整備されます。交差点といたしましては、国道346のところにはT字路、もう1つが主要地方道大和松島線のところにも交差点が1か所設けられるというところで計画しているものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） そうしますと、随時質問させていただきますが、このエリアに絡む山林はめどはついていると思いますが、田畑ですね、この辺の買収の考え方はどのように考えているのか質問します。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。失礼しました、赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 都市計画道路、建設課も入りながら計画しておりますので、建設課のほうから説明させていただきます。まず、区画整理地から国道346までの土地については松島町所有の土地となっております。あと、区画整理地から県道大和松島線までの土地、田畑等々ありますけれども、こちらにつきましては、地権者14名、一般地権者14名がお持ちになっていると。道路に直接かかる、この線に直接かかる方になります。あとは宮城県と宮城県

道路公社で所有となっているという形になっておりまして、事前に今説明というか、こういう計画がありますということで地権者には説明しているところです。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 今までの町長はじめのお答えの中で振り返ってみると、そうすると、工業系の企業を目指しているというお話をいただいております。多分具体的に進んでいるのかなと思うんですが、もし差し障りのない程度で、範囲の中で教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 企業誘致につきましては、既にこれまで取り組んでおりまして、現在のところ複数社立地の意向のほうを示されております。企業名につきましては、企業のご意向によりましてまだ伏せさせていただきたいというところで、公表はできない状況ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） せめて、職種等分かればお願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 製造業、いわゆる一般的に製造業ということで捉えていただければということでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 町長はじめ、課長の捉えとしては何年頃を目指しているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） この事業につきましては、令和4年度に市街化区域に編入と、その後区画整理事業が行われます、造成工事です、それが令和4年度の後半ぐらいから今目指して進めておりますが、実際に土地が、種地が分譲されるのが令和6年頃と、今のところ粗の計画にはそう捉えております。ですので、6年度後半から一部造成、土地の造成、いわゆる分譲開始を行いまして、7年度ぐらいには早ければ、7年度、8年度ぐらいには企業のほうが立地されるのではないかと捉えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） よく図面を見ると、その完成形になったときに、どんぐりがあれに近接の場所にありますが、その辺の絡みなんかは考えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 企画……、大丈夫ですか、企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回のこちらの土地利用につきましては、工業系の土地利用ということで、この区域の中でいわゆる工業団地的なものを造成します。ですので、どんぐりとの直接的な絡みというものはございません。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 私、1点だけお伺いします。

緊急福祉灯油助成事業に絡んだ質問になります。原油価格高騰により生活困窮者等に家計負担軽減策として実施するものでありますが、この原油価格高騰の影響は多方面にあります。一般質問でも取り上げられておりますので、あまりお尋ねはしませんが、私は漁業者でありますので、漁業者としてお話しいたします。

毎朝海に向かう際だけでなく、カキ採り作業時にカキを引き上げる際やカキの洗浄でもガソリンや軽油を使用しており、かかる経費の中でも多くを占めています。多い方だと今は月10万円かかり、例年に比べて3割ぐらい高くなっております。それに見合った入札価格であればいいんですが、コロナ禍の影響であまり高くはない状況です。今年カキ棚の資材費用としての助成があり、大変漁業者は感謝をしておりましたが、今回の原油価格の高騰により大変厳しい経営状況となっております。カキの今最盛期ではありますが、松島のカキは松島の観光にとってもなくてはならないものだと思っております。塩竈市では12月議会でこの灯油購入費の助成のほか浅海漁業者の船舶燃料に対する補助金を計上したという報道がありました。また、石巻市でも同様のものが報道されております。当町で今回生活困窮者等の家計負担軽減策として実施するものでありますが、塩竈市や石巻市同様、原油価格高騰の負担軽減として漁業者への対策も必要であったと考えますが、こういった議論がなされたのかそこを教えてくださいたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 原油価格について今回生活困窮者ですか、そういった方々にとということで做って今回提案していますけれども、今議員からお尋ねあった漁業関係者等についても、実は庁舎内では担当と打ち合わせはしております。石巻とか塩竈との背景とはちょっと松島

は異なるかもしれませんが、大体カキを生産するという方々だったら年間このぐらいの油を使っているんじゃないかということで担当課には調査していただいております。また、支所のほうについてもそういう問合せはしている、ここ、先月の末から今月にかけて少し油も落ち着いてはきていて、5円から8円ぐらいは安くはなってきていると思うんですけども、ただ、これがどのようにまた推移するかというのが定かではないので、これらについての今後の手当については、漁業者だけじゃなくて、今回あえて上げませんでしたけれども、米価についても実は一緒に考えています。前にこちらで町で支援したときに、1次産業ということで米農家、それから漁業者共に行いましたので、今回も考えるときは共に考えたいということで、あえて今、今回上げませんでしたけれども、ただ、私たちのほうではいろいろ考えてはおります。ただ、いつやりますかと言われると、来年早々ということだけしか言えませんけれども、できるだけ早い時間、タイムスケジュールでやっていきたい、そういうタイミングを見て、それから国のほうの、それからいろいろなほうの助成も今後また国会が今日、明日で終わると思いますので、随時流れてくると思いますので、それらも鑑みながら随時対応していきたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 町長の大変前向きな答弁をいただいたと私は思っておりますので、ぜひ、大変経営条件は厳しくなって、農業ももちろんなんですけど、1次産業はこの松島にとってなくてはならない存在ですので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 次に質疑を受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は後藤議員と同様の話なんですけれども、初原地区都市計画決定調査事業のことなんですけど、松島イノベーションヒルズ事業による開発事業によって、この地域の雨水対策が必要であると思われるんですけど、そのことについてはどういうふう考えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 事業者でやります区画整理の中で、現在基本調査を行っております。この区域に流れ込んでくる水の量の範囲であったり、量を現在調整しております。当然一番下流には調整池、一気に水が流れて下流域に影響が出ないように一時水をためる施設、調整池を計画しております。そこでの排水を予定しているということでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういった対策を住民の方々にきちんと説明していただきたいと思えます。熱海の例というふうなことがありましたので、切土、盛土というふうな形に必ずなってくると思えますので、そういうような崖崩れ等というふうな形の心配というふうなものも住民の方は持たれていると思えますので、よろしく願ひいたします。

それから、そちらに田中川に流れる水量というふうなのはどうしても多くなってくると思えますので、ぜひとも避難施設の部分の考え方というふうなのが必要になってくると思うんですが、そこら辺の避難施設の考え方についてはどういうふうに考えているのか願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、先ほどの話の繰り返しになりますが、一旦この流域、広範囲からこの区域に流れ込んでくる水を調整池に一旦ためます。そこで排水路を調整しながら一気に流れないように調整しながら排水をかけます。つまり、これまでよりもむしろ一気に流れる頻度は少なくなるということの調整で、宮城県の河川課と協議のほうは整えているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 次、蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 避難施設ということでございますが、初原地区のほうからは避難施設、現在のコミュニティーセンターが河川に近いということで、新しい避難所ということも要望されております。また、初原だけではなくて、上竹谷地区からも請願あつたりしているということもありますので、町としまして今全体的な計画の中でどのように位置づけしていくかということを検討しているというところでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 多分そういうふうな部分で不安に思うというふうなのがあると思ひまして、そういうふうなのを十分町民の方々に懇切丁寧に説明していただければいいと思ひますので、ぜひともよろしく願ひいたします。

それから、10款6項1目の幼稚園費で、依願退職された方がいらっしゃるというふうなことが書いてありますが、その分の人員の配置というふうなのはどういうふうになっているんでしょうか、よろしく願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） この退職された職員につきましては、4歳児のクラスを担当しておりました。退職後は園長がそのまま引き継ぎ、補助員を1名増員して対応しております。併せまして、当方の教育指導専門員がほぼ毎日午前中出向き、園をバックアップして対応して

いる状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 幼稚園でも人手が足りないというふうなことに多分なっていると思いますので、そういうふうなことが負担にならないように十分に配慮して、そちらのほうを行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 質問終わりました。続きまして、質疑を受けます。質疑者いらっしゃいますか。今野 章議員。ちょっとすみません、あと何人ぐらいいらっしゃいますか。それでは、あと2人と、今野議員合わせてあと2人ということでございます。ちょっと指名しましたんですけども、休憩という声もありますので、休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか、大丈夫ですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） では、1時まで休憩に入ります。

午後0時01分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

1点目は、今回の補正で時間外手当、三百八十数万円ぐらいの増額補正ということになっているようなんですが、毎年毎年最終的には3,500万円を超える時間外手当の総額になっているんだと思うんですが、当初の手当の計上の仕方との関係でどうなのかなと、そういう思いがしたものですから、当初予算の時間外手当の計上の仕方、この辺に問題はなかったのかということを含めて、その考え方をお聞きしておきたいと思いました。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一応計上の仕方については前年の実績を見て、その前の前年の当初予算で極端に決算ベースで増えていけば当初予算には反映はさせているんですが、一方でやっぱり時間外を減らしていくという意識づけも含めて当初予算では基本的には前年度当初予算をベースにやっているというのが実態です。ただ、毎年確かに12月の時点で同じような額を補正しているという認識も持っていますが、やっぱり時間外はなるべく減らしましょう

という意識づけをちょっと持っていただくためにも、当初からやっぱり取るということではなくて、本当に足りなくなればその時点で補正をさせていただきたいという考えでございます。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりましたけれども、結局は時間外をさせるかどうかということも含めて管理する側の姿勢の問題も含めてあるのかなというふうに思うんですが、分かりました、今の話はまず。

次ですけれども、子育て支援の関係で給付金関係出ていますけれども、具体的に今世間でも話題になっているように5万円なのか10万円一括なのかということも含めて本町での考え方、クーポンの話もあるわけですが、最終的にどういう形で進めていくのかというところがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この5万円の子育て支援については、議会の議員の皆様方もお分りのとおりに、1週間というか10日というか半月というか、それから昨日、おとといというか、毎回国会のほうで議論されて変わってきていると、その変わってきたし寄せが、し寄せという言葉がいいかどうかは別として、我々自治体のほうまで流れてきているのかなと。ですから、当初の考え方は、一番最初に考えたとおりの5万円現金給付であとはクーポンかなという考えで来ていまして、そのうち大体3通りぐらい示されるようになって、最終的には何の弊害も注釈なしにオール現金10万円でもいいですよというのがここ二、三日の話ではないのかなというふうに思います。それで、県内の自治体もそれに倣ってきているのが現状なのかなというふうに思います。本町についても大体その流れで来ていまして、その3通りの中からどういったものをまず選択しようかと、正直言って現金5万円の最初はクーポン5万円と考えましたし、そのあとは年内5万円、年明け5万円かなと、現金で。それは今度は国がまた変わってきたので、それらについて今日また議会のほうに議運を開いていただいて追加補正ということで、ここでの説明はあまりしませんけれども、そういう流れに来ているというのは現状であります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、このあとでという話なんだろうとは思いますが、今日のニュース、今朝のニュースだったのかな、聞いていても、多賀城辺りは来年の早い段階で10万円一括の給付というような話もあったんですが、そういう整理などはどうなんですか、ま

だこれからというよりはお話あるんでしょうから、その辺も含めてお話あれば。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あまりここで話をすると今度議運で話しすることがちょっとなくなるんでいかなものかなと。ただ、お許しを願っていけばできるだけ早い段階でそういった方々のお手元にお金が届くような施策を考えているということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。あとで説明があるものということで、3つ目なんですけど、いわゆる初原地区の都市計画決定の基礎調査ということで出ているわけではありますが、先ほどからずっといろいろ質疑がされているわけですが、1つは、洪水とといいますか、そういう調整機能ということで調整池を造りますと、こういうお話があったわけですが、最近の気候変動の中で、やっぱり調整池の容量の問題含めていろいろ議論が出てくるところなのではないかというふうに思っているわけです。一般的な都市計画で我が町ですと時間雨量47ミリから8ミリですか、そういうものに基づいて造るのかなと思ってみたりするんですが、その辺の計画に際して、今の気候変動というのはどの程度考慮されていくものなのか、そういった考え方があればお聞かせをいただきたい。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 実際具体的に区画整理の中の開発に係る実施設計につきましては次年度計画されております。ただし、もう既に宮城県のそちら、調整池、下流に放流するための河川協議というものが必要になってまいりますので、その調整池の在り方について現在宮城県とどのような係数を持っていけばいいのかということは事前協議中でございます。今、今野議員さんがお話しされたように、3年強度とかそういった降雨の強度計算も当然必要になってまいりますので、適切に宮城県の指導を仰ぎながら計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。ぜひ、最近の気候変動の状況を踏まえていただいて計画をしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。それから、その全体として都市計画道路をお造りになるということなので、根廻・磯崎線ぐらいの道路幅のものができるんだろうと、そんなふうに考えているわけですが、これ総延長とそれから町道の部分

の延長ってどのぐらいになるのか、それからこの道路の関係で取付けの仕方として、私単純なものですから、もう少し真っすぐに今の県道にちょうど大郷と利府方面に分かれるY字路のようになったところありますけれども、ああいったところに十字路交差点のような形で造るのが一番ベターなんじゃないかと、この地図を見ていて思ったりもしたんですが、南側の取付けに関しては、なぜこんな形にならざるを得なかったのかなというような思いがするんですが、その辺についてあれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ここに至るまではいろいろな経過があつて今回お示ししてはいますが、今お示した形態もこれで決定ということではなくてこういうふうにしていきたいということでございますので、今日はこれから担当のほうの課長から答弁させますけれども、全てはそれで決まったということじゃないということだけはお含み願って聞いていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず道路の延長につきましては、おおよそにはなりますが、約2.5キロということになります。それにつきましてはこの区画整理の中も含めて県道から国道までが約2.5キロになります。具体的な数字は今後の調査によって見えてくるのかなと捉えております。また、県道側、今お話のありました南側のところにつきましては、基本的には警察協議におきまして現道に対する90度交差というのが原則でございます。なので、十字交差におきましてもT字交差におきましても、90度での、要はY字路にならないような形で90度に接続しなさいというのが、1つのルールがございますので、それを反映させてこれで今回の調査で出た成果を基に警察協議に応じていくということでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） それから、道路の関係でもう1つなんですが、いわゆる北側の道路でこれは町有地ということになると思うんですが、ここ単純に見ると炭小屋がある場所だなと思っているんですが、炭小屋というか炭焼き場ですか、これの関係はどういうふうな処理をされるのか、残すのか、あまり利用もされていないので廃止をするのか、その辺含めての考え方があれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今ルートについて、先ほどありましたように約2.5キロということで、

まだ正式に決まっていません。ただ、今言われたように、北側の道路については炭焼き小屋のあそこを多分どういう形かでするだろうということはありますので、もう少し詳細が決まってくればその炭小屋の取扱い、森林組合とかいろいろありますので、そういうところで協議しながら取扱いについてはちょっと協議していきたいと。もう少しルートはある程度定まってくれば、もしかしたら移設するかもしれませんし、手をかけなくても済むかもしれないし、その辺もう少し計画が煮詰まればその辺も検討していきたいというふうには思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） もう1つなんです、先ほど南側の道路の関係で地権者14名だと、こういう話があったんですが、いわゆる赤線で囲まれた中での区画整理事業として地権者がどのぐらいいらっしゃるのか、国土開発さんも入っていらっしゃる、かなりの部分は国土さんだと思うんですが、面積比率がどの程度なものなのか、その辺も分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） この区画整理事業を構成する地権者の方は23名でございます。その中で日本国土が所有する面積割合というのが、正確に報告は受けていませんがおおよそ8割程度ということで報告は受けております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） これはあれなんです、区画整理、区画整理組合ですから、その中で話し合われることなんでしょうと思いますが、道路を造るなりなんなりしたときの減歩率というのは両方同じ割合で、いわゆる民間、国土さんとその他の地権者との関係は同じ割合で減歩させるという考え方になるのか、その辺のちょっと考え方だけ教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） いわゆる一般的な区画整理の手法によって、その減歩の割合は定められていくとは思いますが、現在設立準備の段階でございますので、今後その辺協議の中で具体的に煮詰まってくるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） （「分かりました」の声あり）よろしいですか。次、質疑を受けます。

8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私のほうは2点ぐらいで、簡単なあれなんですけれども、今年東日本大震災から10年目で復興期間が終わると。9月の総括とかでも返還金、交付金の返還金のこと

を聞いてきたんですが、今回県のやつと国のやつでそれぞれ金額出たんですが、これも以前聞いたかと思うんですが、ちょっと私も忘れてしまったので、県のほう運用益、いわゆる利息だと思えるんですけども、こちらのほうは返還しないで済むと、国のほうは利息含めて返還しなくちゃいけないというのはルールがあるんでしょうけれども、そのルール、また改めて説明していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず初めに、2款1項16目こちらは宮城県から交付されております震災復興基金になりますが、こちらにつきましては県からの通達によって運用益の返還を求めているということでございますので、自治体のほうで使えるということになってございます。また、もう1つ、2款1項21目、これはいわゆる東日本大震災復興交付金、こちらを使っている基金でございますが、これにつきましては国の定められている運用要領におきまして運用益につきましても国庫に返還すると明記されてございますので、今回のこの返還金の中に運用益を含めているものでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 復興事業、9月議会なんかでもあそこの松島大橋の旧、あれを撤去するのが残っているぐらいで、あとはほぼ年度内に、計画年度内に終わったわけなんですけれども、あちらのほう、完全に終了するのはまだもう少し時間がかかる、1年ぐらいかかるんじゃないかと思うんですけども、その分には、分とかというのはあとからこういう金額で何か出てくることあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 東日本大震災復興交付金事業につきましては全て完了という形になりますけれども、松島大橋につきましては東日本大震災での災害復旧という形で実施しておりますので、それとはまた別に切り離したもので考えております。今やっておりますけれども、そちらのほうは今年度完了する、できないということがありますので、もう少ししたら説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 分かりました。新人議員さんが4人出たということで、初めてこういう補正とかだと思います。熱心な方はいろいろ議会のほうのことを調べていらっしゃるかと思いますが、繰り返しの、以前聞いたことをまたちょっともう1点だけ聞かせていただきたい

んですが、歳入のほうの反町の弾薬支処に関する国有提供施設等所在市町村助成交付金です。こちらのほう昨年も見たんですけども、昨年も前年より減額されていて、今年はまたちょっと金額的にも昨年よりは多いし、これは以前聞いたときにはもう防衛省がこれこれこれというので財務省に行って、そちらからの通達なんであり詳しくは言えないという答弁だったんじゃないかと思えますけれども、分かっている範囲内でこの減額の理由等がありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 国有提供所在市町村助成交付金の減額につきましてご説明させていただきます。

予算につきましては、前年度の実績ベースということで計上させていただきましたが、今年度の10月の交付金の交付決定により120万円ほど減額補正するものでございます。今年度の減額理由といたしましては、国予算上は令和元年、2年ということで同額でございますが、今年度の反町弾薬支処の資産価格が昨年度と比べ約1億1,000万円ほど減額しており、そのことに伴い交付額も減額になったと思われるところでございます。ただ、先ほど高橋幸彦議員さんのご質問もございましたが、国有提供所在市町村助成交付金の算定基礎ということになりますが、こちらについては宮城県知事、県の職員が8月31日までに防衛施設局に出向き資産を閲覧し調査して総務大臣に報告します。その報告に基づき毎年度の国の予算の範囲内で法律に基づき、予算の10分の7が資産価格での配分と、残りの10分の3が市町村の財政状況等を考慮して総務大臣が配分した額ということで、合わせて合算額の交付となるところでございます。そのため、高橋幸彦議員さんが先ほど述べたように、詳細についてはどの部分でちょっと減額になったということはちょっと分かりかねるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） （「大丈夫です」の声あり）よろしいですか。引き続き質疑を受けます。  
4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

私のほうからは、先ほど議論になっております子育て世帯への特別給付金について、先ほど町長のほうから年内5万円、そしてさらに翌年になってから5万円というような方向性をお示しいただいたわけなんですけど、子育て世代の特別給付金については、やはり年末年始お金が非常にかかる、そしてさらには入学を控えたお子さん、1月、2月にはもう諸準備を開始しなくてはなりません。そういうために、やはり町民のことを考えていただいて、一括10万

円の給付という形をご検討いただいて、速やかに追加議案というんですか、お願いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほど今野議員さんの質疑で一応答弁したかと思っ、あまり詳しくはお話申し上げませんでしたけれども、また聞かれましたので、実は5万円、こういう3通りの出し方が国から示されましたと、最終的には。それで、町も当初は5万円のクーポン5万円を考えましたと。次に、正直なことを言えば、年内5万円、年明け5万円というふう考えた、そして今日、あと議運のほうでお願いしていますけれども、追加提案で出しますので、その中にご報告申し上げますのでよろしくということでお話し申し上げたんですが、何のことはない、追加提案で年内全部10万円手元に行きますように追加提案の予算を上げなくちゃならないので、その審議をよろしくお願いしたいということをやっと言葉足らずだったかもしれませんけれども、お話し申し上げたつもりでございます。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 丁寧な説明ありがとうございました。1つだけお聞きしたいんですが、児童手当の給付対象者というのはDV被害者とかは本町、松島には存在しないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 児童手当受給者につきましては、今現在おりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）続いて質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第74号令和3年度松島町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり

り可決されました。

---

---

日程第11 議案第75号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第75号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） あまり国保のことで補正は聞いたことはないんですけども、改めてこの5ページ、事項別明細書の5ページの保険給付費等交付金ということで、補正額で23万6,000円とありますが、中身のほうで見ますと保険者努力支援分で140万7,000円が増額して、特別調整交付金で117万1,000円が減額ということなので、具体的にそれぞれの内容、どういった内容で増額したのか、あるいは減額したのかお知らせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 特別交付金のうちでございますが、保険者努力支援分について特定健康診査、特定保健指導の受診率、メタボ該当者及び予備軍の減少率、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況等を評価されたことを踏まえまして、今回財政支援分とヘルスアップ分の増ということで実際に140万7,000円、こちらのほうの努力者支援分に増となっております。ただし、特別調整交付金の117万1,000円の減につきましては、今回増額補正をかけた項目を当初特別調整交付金のほうに上げてしまっておったために、組替えを行っております。なお、この計上の仕方につきましては、令和3年の当初予算までその計上の仕組みが通知されなかったことに伴いまして、今回確定に伴い組替えをしております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。引き続き質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第75号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第76号 令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第76号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第76号令和3年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第77号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第77号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。ちょっと待ってくださいよ、7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

私のほうからは、添付されています主要事業説明資料の中で描かれている事業概要、ありますけれども、認知症高齢者グループホームということでありますが、具体にはどこの場所を指すのかということと、今現在で結構でありますけれども、第8期の介護保険事業を推進しておるわけでありまして、この対象となる町内における事業所を一覧、多分計画のほうについているんだと思いますけれども、ちょっと私、選挙のせいもあって重なっていてどこに敷いていたか、今日このお話しするのに持ってこれなかったもので、もしよかったらこの機会に、もう一度すみませんが、その部分で結構ですから一覧を出していただけたらありがたいということで、資料要求でありますけれども、よろしくお取り計らいください。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回の事業対象となります施設でございますが、町内磯崎字長田でございますグループホームコスモス松島が対象になっております。また、赤間議員さんのほうから資料提供のございました事業者一覧につきましては、近いうちに提出させていただきたいと思いますので、議会事務局のほうに提出をさせていただきます。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）続きまして、後藤議員。

○6番（後藤良郎君） 同じような内容です。

○議長（色川晴夫君） そうですか。続きまして、質疑者ございませんか。10番今野議員。

○10番（今野 章君） 私のほうから、9ページの債務負担行為の関係なんですけれども、これは今までと大して変わりのない事業なのか、何か目新しいことがあるのか、事業内容、今までと同じなのか、今後新しい何かメニューが入ってくるのか、その辺ありましたらお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 事業概要には大きく変更はございませんが、さらに年数を重ねるごとに仕様内容を精査いたしまして、もっと充実した事業に努めてまいりたいと思いますので、事業を委託する事業者さんと十分に話し合いを重ねてよりよい事業にしていきたいというふうに心がけて実施してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいでしょうか。続きまして質疑を受けます。質疑ございますか。

（「すみません、最後の質問」の声あり）赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ごめんなさい、今債務負担の部分で来年度から令和5年までという形で

それぞれ限度額が描かれているわけなんです。この部分2つの介護予防教室業務と生活支援体制整備業務というふうに2本立てで描かれているわけですね、それらについて今健康長寿課長が答弁されているわけなんですけれども、その辺は具体的な、仕様のなことの描きは担当課としては持っているんですよ、当然。これはいずれ当初予算か何かで詳細も出てくるという理解でいいんですか。そこだけちょっと確認させてください。この段階で支出負担を上げているということはもう既にその辺も含めてできているんだということなんだと思うんだけど、その辺がちょっと見えなくて、ごめんなさい、いま一度説明詳細いただけたらありがたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 債務負担行為ですので、令和4年度中、4年度から実施する事業に対する準備、事業準備の面もありまして債務負担行為に載せさせていただきまして、主要は継続した事業になっておりますので、さらに先ほど今野議員さんからもご質問いただいたとおり、大まかには事業の変更はございませんが継続した事業として仕様はもう出来上がっております。また、令和4年度中の予算につきましては予算のほうに計上させていただく予定になっております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですね。（「はい」の声あり）続きまして質疑はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。

よって、議案第77号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

号)

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第78号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって、議案第78号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第79号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第79号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。

よって議案第79号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第81号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第81号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、6番後藤良郎議員は地方自治法第117条により除斥されますので退場を求めます。よろしく……、（「退場じゃない退室」の声あり）失礼しました。退席でございます。失礼しました。退席です。

〔6番 後藤良郎議員 退席〕

○議長（色川晴夫君） 議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

松島町監査委員の任期満了に伴いまして、後藤良郎氏を監査委員として選任することについて同意を賜りたく提案を申し上げます。

後藤良郎氏の経歴につきましては、資料に記載したとおりであります。平成13年に松島町議会議員に初当選され現在に至っております。この間塩釜地区消防事務組合議会議員及び議会運営委員会委員長等を歴任なされております。人格、識見共に監査委員としてふさわしい方でありますので、選任について同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございますので討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名です。失礼しました、12名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れがないと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条により否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、呼ばれた順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番櫻井 靖議員、4番櫻井貞子議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。事務局長。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 11票

否とするもの 1票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成多数です。

よって、議案第81号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

会場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員の入場を許可します。

〔6番 後藤良郎議員 入場〕

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員に申し上げます。松島町監査委員の選任について同意することに決定しましたことをお知らせいたします。

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は12月20日午前10時です。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後 1時48分 散会